

# 犬害をなくす ために

熊本県大取締条例  
(九月一日施行)

**問** 人や家畜が、犬から襲われたり、放し飼いで田畑や庭が荒らされませんが、このような害を無くするためにどのような措置がとられていますか。

**答** 昭和四十三年度中に県下の各保健所に寄せられた犬による迷惑苦情は実に六千五百七十七件に達しています。それも放し飼による苦情が一番多く二千三十四件に及んでいます。

これまでは犬の登録及び狂犬病の予防注射をしておれば、必ずつないでおかなければならないという規定はなかったのですが、これからは条例によって各市町村と県とが協議して犬をつないでおかなければ人畜に危害を及ぼすと思われる地域を定めて指定することになります。その指定地域内では、犬はいつも丈夫な鎖か綱をつけて放れないようにしっかりとつなぐか、おりか囲いに入れて出て行かぬようにしておかねばなりません。それでその地域内でウロウロしている犬はすべて野犬とみなされて捕獲されます。また、放し飼いの飼主は罰せられることとなります。

飼主の義務としては、犬舎の内外をきれいに掃除して衛生害虫であるのみやしらみや虫の発生を防ぐとともにこれを駆除しなければなりません。これは自分の家での環境整備ですが、一方公の場所、又は他人の敷地をふんで汚したり、荒らしたりしては迷惑になりますのでそのような行為をさせないようしなければなりません。もし汚した場合清掃する義務付けをします。従って掃除をしなかった場合は罰則の適用を受けることとなります。又、野犬のはびこる原因の一つとして捨て犬の問題があります。チンコロと呼ばれる子犬は可愛いもので子供達によく相手です。ところが一、二カ月もすると便物をくわえたり、汚物を持ってきたり色々とイタズラをするようになり途方に暮れ処置に困りコッソリ捨てに行くのです。その捨て犬がやがて大きくなり、いわゆる、ノラ公となって今度は人間社会に害を加えて恩返しをするようになります。

そこで捨て犬の禁止を規定することになりました。子犬が生まれてその処置に困ったときは保健所に届出て指示を受けてそれに従わねばなりません。だまって捨て犬をすれば罰せられますので必ず守ってください。

**問** ところでもし私の飼犬が他人をかんだ時は、どうしたらよいのでしょうか。

**答** すぐ、お近かくの保健所にその旨を届け出て指示を受けると同時に、獣医を呼んで検診してもらわねばなりません。

せん。これと同時に、かんだ時から少くとも二週間は堅固な口輪をはずれないように、がっちりつけておかなければなりません。以上二つのことを守らないと二万円以下の罰金に処せられます。もしも犬の持っている、狂犬病という恐ろしい伝染病が人にでもうつったら大変です。その人は絶対に直らないといえますからこのことは新条例でもきびしい罰則を設けてあるので

**問** それから私の飼犬が縄を切つて外に出ている時野犬捕獲があり、もしつかまわったときは、どうすればよいのですか。

**答** 条例では犬が放れないように完全な措置を講じておかなければならないように規定されているのですから、その場合捕獲されても仕方があります。しかし、捕獲した犬はすぐ処分はせず、一旦抑留をしますので、捕獲されたときとは、抑留してある場所に指定の時間までに、抑留犬返還申出書に一頭一日百五十円の料金を添えて申出をしなければなりません。そのような手続を経て犬は返えしますが、二度、三度と重ならないように十分に注意して下さい。

**問** ところで私の家の付近に最近野犬化した犬が群れをなして横行しています。しかし、人の姿を見たら一目散に山へ逃げ込みます。非常に危険なので隣保班総出で保健所の協力も得て掃

討作戦をしたのですが、どうしても捕獲することが出来ません。なんとか退治する方法はないものでしょうか。

**答** 今度の新条例では人や家畜その他に危害を及ぼすおそれがあり、しかも緊急を要し質問にあるように人の力では如何ともしがたいと認めるときは、最後の手段として薬物を使って野犬掃討が出来るようにしました。このことを通常薬殺と呼んでおりますが、一歩間違えば人間を初め他の動物の生命にも及びますので周到な準備とその地域の人々の理解と積極的な協力が必要なことは申すまでもありません。

実施にあたっては、細心の注意をはらい危険防止をした上で行ないますが用いる薬は毒薬ですので危険は免れません。それで薬殺はあくまで最小限度に限定したいと思えます。あなたの地区で野犬を無くするには薬殺以外に方法がないと思われたら隣保班長さんか区長に相談して、その地区の人々の意見が一致したところで市町村に申し込んで下さい。市町村当局と保健所で実態をよく調査した上で検討したいと思います。

以上新たな犬取締条例の施行によって、守るべきことは守り、強化する面は強化することにより皆さんが困っていた犬害は跡を断つことが出来ると思えます。もともと犬は野獣ではなく人間に忠実な動物である点を認識して戴き、正しい飼育に徹して可愛がって飼って下さい。

(環境衛生課)

熊本県の木はクスノキである。藤崎台や花畑公園のクスノキの老樹群はよく知られている。クスノキは四月半ばに古い葉をふるい、新葉は五月の陽に萌え薫る。花は五月から六月にかけて人に見られる程の華やかさもなく、白い小花を葉かげにちらつかせる。

熊本城には、クスノキのほか、ムクノキ、エノキの大木が多く木かげにはヤブツバキも見られる。人吉城にはスギとヒノキ、宮崎県の飯肥(おび)城本丸跡にはかかえるようなオビスギの木立があった。城跡の木立は深いほど古城の夢を遠い昔にかき立ててくれる。

明治十年のころ、富重さんが撮影した熊本城の写真に、西大手のあたり、一本のモミの木がそびえているのが見えるが、その木は宇土登城口手前、鍵になった石垣の根に百年経った今日なお健在である。城の樹木も風雪に老い時には枯れることもあるが、私はその跡にはかならず同種の木を補植して古城のたたずまいをそのままいつまでも伝えたいと思うのである。

昭和四十二年春、東京における第二回日本さくら祭に出席した折、私達は皇居を拝観することができた。濠治の桜の馬場から左に折れると、陛下のお住いの吹上御殿辺りは築城以来の自然のままの



## ふるさとの木と花と

村山 豪

(自然と文化を愛する会々員)

ブツバキが思づく。数年前、一部市民の間に古城の雑木を伐り払って石垣をあらわすようにとの話題が持ち上ったことがある。仮に木のない城を想像してみたらどうだろう、焼けつくような陽の下、緑のない城は中近東かヨーロッパの城のようななじめないものになるのではなからうか。緑木立の深い古城こそ森の都は生きつづけ、熊本の人々は豊かな心を養えると思うのである。

水俣市が文豪蘇峰をしのいでウメ一万本植樹を進めておられるのにはかねて深い敬意を抱いているが、私にもずいぶん前から考えている夢が二、三ある。第一は森の都と命名した夏目漱石を記念する「森都命名の地」という碑を建て、そしてその記念碑から、草枕の舞台となつた那古井温泉に続く金峯山一帯にサクラ十萬本の植樹を計画してはどうだろう。次に、「森都条例」なるものをつくり、永久に森の都を守ってゆく。一抱えの木は少くとも五十年を経ているから都市開発等で一樹を伐つたら十本の木を植えるように義務づけて。第三には飯田丸を復元し、西櫓門からはいったい帯の広場を

熊本の少年達に提供するという構想だ。復元した城は内部を少年美術館にし、毎

年催されるスケッチ大会の優秀作品を飾る。高く美しいものに少年達の夢ははずむ。

さし当って、東部都心となる県庁前の大通りをクスノキのシンボル並木にした。天草五橋の向う側、本渡辺りで少なくとも五千本以上のサクラを植えて、西日本のどこよりも早く、花便りを出す。ぐらゐの景観造成は出来そうなのである。

ここ数年、大津街道のスギ並木が伐られたり、千葉城のクスノキが消え、ことしは、花畑町から水道町に至るイチョウの並木、蘇峰翁が熊本の木はイチョウだと信じた、そのイチョウが都心から失なわれてゆくではないか、横断道路で九重の牧の戸に登るあたりのリュウブヤブナ、ミズナラ、シデ、カエデの落葉樹林はいつの間にか伐られ、その山裾は今は見ると見えない。人間はその昔から共存し、恵み続けてきた植物や動物を忘れ、自らの文明と繁栄のみ走り過ぎてはならないと思う。都市の開発にも観光や産業の開発にも、花や動物達の広場を考えて、ふるさとを自然を守り、風景を増して欲しいものである。

こよなくふるさとを愛した蘇峰、蘆花漱石、白秋の心に生きつづけたものはふるさとと熊本の自然ではなかったか、ふるさとと木と花と風景がそこにある限り、人々の心はうるおいを保ち、豊かな文化も築き上げられていくのではなからうかふるさとを自然はいつまでも大切にしたいのである。

(カット・宮崎羊郎)